

2018年度 活動計画

全体作業を 年5回行います

2018年度の年間活動計画をお知らせします。

入笠山は山岳遺産に認定され注目度がアップし登山客も急増する事が予想されます。認定団体としての名に恥じない活動を行きましょう。第1回役員会で今年度の活動内容が討議され、作業の内容や回数の変更が行われました。

今年度の活動は保全活動に重点を置く事になりました。保全のための全体作業を年間で5回行う事になりました。それに伴いいくつかの変更があります。作業に参加する時には注意して下さい。

- 全体作業を年5回行います。
 - 作業は各自弁当持参とします。ただしお茶の用意をします。
 - 10月28日(日)の全体作業後に反省会を行います。(昼食は事務局で用意します)
- ※各回とも作業時間は9:30～14:00ごろを予定しています。集合場所は山彦荘前です。



2018年度活動計画

4月22日(日)
第1回 春の全体作業
(杭打ち、ロープ張り、枯枝枯木除去)

5月27日(日)
第2回 春の全体作業
(帰化植物除草、ゴミ拾い)

7月8日(日)
第3回 夏の全体作業
(帰化植物除草)
作業終了後、ミニ講演会「高原に舞う蝶を知ろう：日本の国蝶の生態について」

9月9日(日)
第4回 秋の全体作業
(帰化植物除草とゴミ拾い)

10月28日(日)
第5回 秋の全体作業
(湿原整備、片づけ)
作業終了後反省会を行います。
(昼食は事務局で用意します)

2018年度総会(山彦荘にて)

2017年度活動報告



2017年度は2度のお楽しみイベントを含めて多くの会員に参加して頂きました。ご協力ありがとうございました。

《4月23日》春の全体作業 杭打ち、ロープ張りなど行いました。(参加:32名)

《5月14日》湿原保全作業、ジオ学習 南アルプスジオパークとしての入笠山を学ぶ会を催しました。(参加:50名)

《7月2日》夏の全体作業 帰化植物の除去など行いました。(参加:26名 その他:スキースポーツ少年団から38人、大平地区子供会から10名)

《9月24日》湿原保全作業、植生調査 山野草の次世代(種子、地下茎など)調査、木の勉強会 (参加:65名)



《10月22日》台風の影響で作業は中止。2017年度総会は開催されました。(参加:14名)

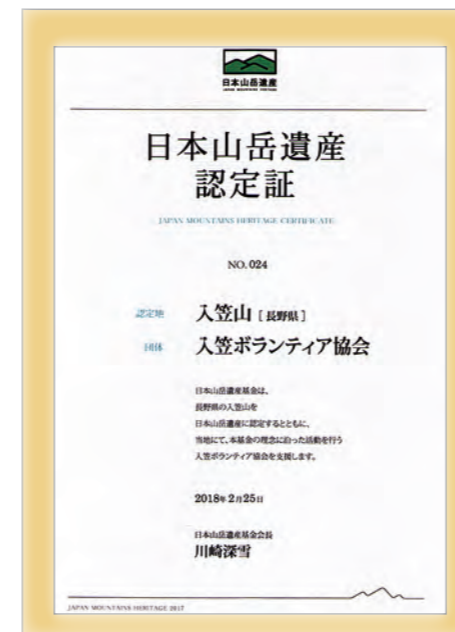
入笠山が「日本山岳遺産」に 登録されました

2017年度の「日本山岳遺産認定地」として入笠山が選ばれました。

同時に【認定団体】として入笠ボランティア協会が認定を受けました。

2017年度は入笠山とともに「霧ヶ峰」など6地区が認定されました。今回を含め全国で26地区が認定されています。

2月25日に東京で認定式が行われ認定証が授与されました。



【認定理由】として「活動が長期間継続されている点、地域の子どもたちも巻き込んでの次世代への環境教育も含めた活動である点が評価できる。」

新聞などのマスメディアでも多数取り上げられました。



「日本山岳遺産」とは、次世代に伝えたい豊かな自然環境や、人と自然の関わりを有し、それらを守り、活用するような地元の活動が盛んな山や山岳エリアを、日本山岳遺産基金が認定するものです。
(日本山岳遺産ホームページより)

とのコメントを頂いています。

この認定により今年度中に助成金の交付があります。また月刊誌『山と溪谷』ほか山と溪谷社の媒体を活用し広報支援をしていただくこととなります。

近年メディアの露出も増えてきた入笠山

ですが、これですらに注目を浴びることになりそうです。

その分入山者も増え環境が悪化する懸念もあります。

ボランティア協会としてより活動に力を入れ「山岳遺産」の名に恥じない環境を守る努力をすることになります。会員一人一人による活動に一層のご協力をお願いいたします。



第1回役員会報告 協会規約を 改定しました

2018年2月4日第1回役員会が開かれました。2018年度の活動計画、予算案とともに規約の改定について審議されました。活動計画については2面の記事で案内の通りです。予算案については「山岳遺産基金」からの助成金を特別収入として計上、その助

成金を保全活動に使う資材や機材の購入に充てる事が承認されました。またウェブサイトを立ち上げるための費用も新規計上承認されました。全体として、支出項目や用途などに細かな変更はありますが、ほぼ例年どおりに予算が組まれ承認されました。

今回の役員会で2005年以来12年ぶりに協会規約の改定が審議されました。大幅な変更というのではなく、より運用しやすくするために条項の整理や文言の修正を行っています。

その中の第二章では「本会の活動」としてとし、活動の内容を表記しました。この規定を元に作業が進められる事になります。

入笠ボランティア協会規約より抜粋

第二章 本会の活動

第5条 本会は、入笠山と入笠湿原の自然と保護の育成の為に、長野県報第1547号長野県告示第264号に記載(県自然環境保全地域指定)の保全計画を遵守して作業を行います。

- (1) 入笠山と入笠湿原の清掃作業を行います。
- (2) 入笠湿原の生態保護と育成に必要な活動を行います。
- (3) 本会の活動を普及し、会員相互の理解を高め、会員外からの協力を得る為の広報活動を行います。
- (4) 本会の活動資金として、毎年度会員登録を更新した会員に規定の会費を負担して頂きます。
- (5) 本会の活動を行うための寄付を募ります。
本規約は2018年1月1日より施行します。

今年度からの活動に関して参考にして下さい。新規約で会計年度の改訂も行われました。

(旧)平成30年4月1日～31年3月31日
(新)2018年1月1日～12月31日

と改訂、今年度は「2018年度」となります。なお、この改訂した新規約は新設したホームページで閲覧およびダウンロードが出来ます。

2018年度ボランティア協会役員

役員会で以下役員が承認されました。

会長	小林 安寛
副会長	渚 和夫 平賀 謙治
事務局長	沢崎 立雄
事務局長	伊藤 高明 上原 純
事務局長	鈴木 幸男(広報担当)
世話人	窪田 稲吉 小林 重治
	矢島 政夫 渚 成子
	平賀 美津江 西村 達男
	伊藤 エミ子 内藤 悦子
	鈴木 洋子
顧問	和田 典治 仲田 茂理